

昭和二十五年二月十三日提出
質問第四一號

大学等学術研究機関の人事に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年二月十三日

提出者 田中堯平

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

大学等学術研究機関の人事に関する質問主意書

一 日本学術会議は、第四回総会において、「大学等学術研究機関の人事については、学問思想の自由を尊重することを念とすべきであつて、單に政党所属等を事実上の理由として処置さるべきではないと考へる。又、特に大学においては、学問の研究に関連する教授会の権限が尊重さるべきであつて、これが外部よりする政治的理由によつて左右されてはならないと考へます。」という勧告をしているが、これに対して政府はいかに考へているか。

二 旧高専校の教官のうちいかなるものを新制大学の教員として発令しないのか。
又発令されない教官は、事実上退官ということになり、職を失うのであるが、この人たちに対していかなる措置をとるつもりか。

三 政府は、共産黨員あるいは共産主義者を大学教授として不適格なりと認定しているのか。
右質問する。